

●香川県監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年7月3日

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	香 川 芳 文
同	森 裕 行

- 1 監査対象部局 環境森林部
- 2 監査対象年度 平成29年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
環境保健研究センター	平成30年4月17日
環境政策課	平成30年4月24日
みどり保全課	//
廃棄物対策課 (資源化・処理事業推進室)	//
環境管理課	平成30年4月25日
みどり整備課	//
森林センター	//
東部林業事務所	平成30年5月25日
西部林業事務所	//

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 契約について

(ア) 清掃業務委託に係る予定価格については、財産経営課が定める「清掃業務委託標準仕様書」及び「清掃業務委託積算基準について」に沿い、標準仕様書を用いて積算するとともに、最低制限価格を設定する必要があった。（環境保健研究センター）

(イ) 「スマート・フードライフ」等普及啓発業務委託について、契約書が作成されないまま事業が開始され、遡って契約書を作成していた。（廃棄物対策課）

(3) 檢討指示事項

該当事項なし